

宮城県公報

宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規則

- 県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則
- 産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則
- 地方税法第三百九十六条の規定による職員的身分を証明する証票の様式等を定める規則の一部を改正する規則
- 公有財産規則の一部を改正する規則

訓令 甲

- 標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令
 - 会計年度任用職員のうち単純な業務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令
 - 附属機関の役職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令
 - 特別の資格又は職名を有する職員の任命に関する規程の一部を改正する訓令
 - 職員服務規程の一部を改正する訓令
 - 本人確認情報等の管理に関する規程の一部を改正する訓令
- 訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・
宮城海区漁業調整委員会
- 職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

規則

衆吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年三月三十一日

○宮城県規則第八十六号

県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

県吏員恩給条例施行規則（昭和二十五年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する様式第十一号中「懲役又は禁錮の刑」を「拘禁刑（※）」に、

宮城県知事 村井 嘉浩

郵便番号

--	--	--	--	--

-

--	--	--	--	--

現住所

都道府県

(電話番号 — —)

を

郵便番号		〒					
都道府県							
住所							
(電話番号 — —)							

に

改める。

附
則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正前の様式第十一号による扶助料転給請求書は、当分の間、改正後の様式第十一号によるものとみなす。

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

産業廃棄物税条例施行規則（平成十六年宮城県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。
第十一条を次のように改める。

（賦課徴収）

第十一条 産業廃棄物税の賦課徴収については、第二条から前条までに定めるものを除くほか、宮城県条例施行規則（昭和二十九年宮城県規則第七十六号）第三条、第六条の二、第八条から第八条の三まで、第九条の二から第十二条まで、第十二条の六から第十五条まで、第十六条第一項及び第十七条から第二十条の三までの規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替えられる宮城県条例施行規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三条第二項第二号及び第五号並びに第三項第二号並びに第十七条第四号	県税	産業廃棄物税
第六条の二第一項及び第二項、第十一条並びに第十六条第一項	条例	産業廃棄物税条例第十七条第一項の規定により準用する条例
第六条の二第二項及び第二十条の三第一項	県税の	産業廃棄物税の
第十条	条例	産業廃棄物税条例
第十七条	条例第十六条第三項（条例第十六条の二第四項及び第十六条の三第二項において準用する場合を含む。）	産業廃棄物税条例第十七条第一項の規定により準用する条例第十六条第三項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

地方税法第三百九十六条の規定による職員の身分を証明する証票の様式等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十八号

地方税法第三百九十六条の規定による職員の身分を証明する証票の様式等を定める規則の一部を改正する規則

地方税法第三百九十六条の規定による職員の身分を証明する証票の様式等を定める規則（昭和三十一年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条第一項中「第三百九十六条第二項」を「第三百九十六条第三項」に改める。
様式第一号第三面を次のように改める。

(第 三 面)

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）抜粋

（道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）

- 第三百九十六条 第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第四百一条第四号の助言又は第四百十九条第一項の勧告のために必要がある場合には道府県の職員で道府県知事が指定する者（以下この条及び第三百九十七条において「道府県指定職員」という。）、第三百八十八条第四項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の二第一項の指示のために必要がある場合には総務省の職員で総務大臣が指定する者（以下この条から第三百九十七条までにおいて「総務省指定職員」という。）は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。
- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
 - 二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
 - 三 第一号に掲げる者にその者の所有に係る家屋を引き渡したと認められる者
 - 四 前三号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者
 - 五 前項第一号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。
 - 六 第一項の場合には、当該道府県指定職員又は総務省指定職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
 - 七 道府県指定職員又は総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。
 - 八 第一項又は前項の規定による道府県指定職員又は総務省指定職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十九号

公有財産規則の一部を改正する規則

公有財産規則（昭和三十九年宮城県規則第八号）の一部を次のように改正する。

○宮城県訓令甲第五号 標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和七年三月三十一日 宮城県知事 村 井 嘉 浩		訓令 甲		別表第一建物の項中 を に改める。		附 則 この規則は、公布の日から施行する。					
				「 <table><tr><td>建物</td><td>事務所建</td><td>建床面積</td><td>庁舎、図書館、病院等を包括する。</td></tr></table> 」		建物	事務所建	建床面積	庁舎、図書館、病院等を包括する。		
建物	事務所建	建床面積	庁舎、図書館、病院等を包括する。								
				「 <table><tr><td>建物</td><td>事務所建</td><td>建床面積</td><td>工作物に区分しない建築設備（当該建物の便益のために付加された造作物）を含む。 庁舎、図書館、病院等を包括する。</td></tr></table> 」		建物	事務所建	建床面積	工作物に区分しない建築設備（当該建物の便益のために付加された造作物）を含む。 庁舎、図書館、病院等を包括する。		
建物	事務所建	建床面積	工作物に区分しない建築設備（当該建物の便益のために付加された造作物）を含む。 庁舎、図書館、病院等を包括する。								

標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を改正する訓令 標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成二十八年宮城県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。 第二条の表四の項中「第二十七条第一項の表に掲げる所長」の下に「母子・父子福祉センター及び」を加える。 附 則 この訓令は、令和七年四月一日から施行する。 ○宮城県訓令甲第六号 会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和七年三月三十一日 宮城県知事 村 井 嘉 浩 会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程の一部を改正する訓令 会計年度任用職員のうち単純な労務に雇用される者であるものの給与に関する規程（令和二年宮城県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。 別表第三を次のように改める。	
--	--

別表第三（第四条関係）

上位級決定時号俸対応表

採用の日の前 日に受けてい た号俸	上位級の号俸				採用の日の前 日に受けてい た号俸	上位級の号俸				採用の日の前 日に受けてい た号俸	上位級の号俸			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	51	31	32	23	18	101	55	58	65	
2	1	1	1	1	52	32	32	24	18	102	55	58	66	
3	1	1	1	1	53	33	33	25	19	103	55	59	67	
4	1	1	1	1	54	34	34	26	19	104	55	59	68	
5	1	1	1	1	55	35	35	27	20	105	55	59	69	
6	1	1	1	1	56	36	36	28	20	106		60	69	
7	1	1	1	1	57	37	37	29	21	107		60	70	
8	1	1	1	1	58	38	38	30	21	108		60	70	
9	1	1	1	1	59	39	39	31	22	109		61	71	
10	1	1	1	1	60	40	40	32	22	110		61	71	
11	1	1	1	1	61	41	41	33	23	111		61	72	
12	1	1	1	1	62	42	42	34	23	112		61	72	
13	1	1	1	1	63	43	43	35	24	113		62	72	
14	1	2	1	1	64	44	44	36	24	114		62	72	
15	1	3	1	1	65	45	45	37	25	115		62	72	
16	1	4	1	1	66	45	45	38	25	116		62	72	
17	1	5	1	1	67	45	46	39	25	117		63	72	
18	1	6	1	1	68	46	46	40	25	118		63	72	
19	1	7	1	1	69	46	47	41	26	119		63	72	
20	1	8	1	1	70	46	47	42	26	120		63	72	
21	1	9	1	1	71	47	48	43	26	121		63	72	
22	2	10	1	1	72	47	48	44	26	122		63	72	
23	3	11	1	2	73	47	49	45	27	123		63	72	
24	4	12	1	2	74	48	49	46	27	124		63	72	
25	5	13	1	3	75	48	49	47	27	125		63	72	
26	6	13	1	3	76	48	50	48	27	126		63	72	
27	7	14	1	4	77	49	50	49	28	127		63	72	
28	8	14	1	4	78	49	50	50	28	128		63	72	
29	9	15	1	5	79	49	51	51	28	129		63	72	
30	10	15	2	6	80	50	51	52	28	130		63		
31	11	16	3	7	81	50	51	53	28	131		63		
32	12	16	4	8	82	50	52	54	28	132		63		
33	13	17	5	9	83	51	52	55	29	133		63		
34	14	18	6	9	84	51	52	56	29	134		63		
35	15	19	7	10	85	51	53	57	29	135		63		
36	16	20	8	10	86	52	53	57	29	136		63		
37	17	21	9	11	87	52	53	58	29	137		63		
38	18	22	10	11	88	52	54	58	29					
39	19	23	11	12	89	52	54	59	30					
40	20	24	12	12	90	52	54	59	30					
41	21	25	13	13	91	53	55	60	30					
42	22	26	14	13	92	53	55	60	30					
43	23	27	15	14	93	53	55	61	30					
44	24	28	16	14	94	53	56	61	30					
45	25	29	17	15	95	53	56	62	31					
46	26	29	18	15	96	54	56	62	31					
47	27	30	19	16	97	54	57	63	31					
48	28	30	20	16	98	54	57	63						
49	29	31	21	17	99	54	57	64						
50	30	31	22	17	100	54	58	64						

備考 この表の上位級の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者の決定された職務の級を示す。

令和七年三月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

本人確認情報等の管理に関する規程の一部を改正する訓令

本人確認情報等の管理に関する規程（平成十四年宮城県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「書面」の下に「（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）を加える。」を加える。

第二十六条中「前条第一項」を「第二十四条第一項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

訓令甲・企業局・議会・人事委員会・監査委員・
宮城海区漁業調整委員会

○宮城県訓令甲第十一号

○宮城県企業局管理規程第七号

○宮城県議会訓令甲第四号

○宮城県人事委員会訓令第三号

○宮城県監査委員訓令第四号

○宮城海区漁業調整委員会訓令第二号

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

宮 城 県 知 事 村 井 嘉 浩

宮城県公営企業管理者 佐 藤 達 也

宮 城 県 議 会 議 長 高 橋 伸 二

宮城県人事委員会委員長 西 條 力

宮城県代表監査委員 成 田 由 加 里

宮城海区漁業調整委員会会長 關 哲 夫

職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

職員安全衛生管理規程（平成二十三年宮城県訓令甲第十号、平成二十三年宮城県企業局管理規程第

六号、平成二十三年宮城県議会訓令甲第六号、平成二十三年宮城県人事委員会訓令第三号、平成二十

三年宮城県監査委員訓令第五号、平成二十三年宮城海区漁業調整委員会訓令第二号）の一部を次のよ

うに改正する。

第十五条第二項を削る。

第十六条第一項及び第五十二条第二項中「職員診療所の医師たる」を「本庁地区の」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。